

合志市黒石団地区自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は地方自治法に基づく自治会としての活動を実施するために必要な事項を定め、地域的な協同活動を行うことを目的とする。

2 本会は、次に掲げるような活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び交通安全に関すること。
- (3) 地域の防火、防災に関すること。
- (4) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (5) 会員の福祉、厚生に関すること。
- (6) 集会施設等の管理運営に関すること。
- (7) 共有財産の維持管理に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要なこと。

(名称)

第2条 本会は、合志市黒石団地区自治会という。

(区域)

第3条 本会の区域は、合志市行政区の黒石団地とし、別途示す区域とする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を公民館に置く。

所在地：合志市須屋2745番地8

第2章 会員「構成員の資格に関する事項」

(会員)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会員になることができる。

(会費)

第6条 会員は、生活を同一にする世帯を単位として、運営規則に定める会費を納入しなければならない。

2 会員は会費の納入世帯単位をもって、総会の開催請求権、総会の表決権を有する(以下「表決者」という)。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、区長に届け出るものとする。

2 本会は、正当な理由がない限り、その区域内に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

3 本会の区域に入居した個人又は団体に対しては、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、区長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。(2) 死亡、または失踪宣告を受けたとき。

第3章 役員「代表者に関する事項」

(役員)

第9条 本会に次の役員及び役職を置く。

2 役員

(1)区 長 1名

(2)総務担当副区長 1名

(3)安全担当副区長 1名

(4)行事担当副区長 1名

(5)会計長 1名

(6)組 長 組毎に 1名

(7)広報委員長 1名

(8)公民館主事 1名

(9)監 事 2名

3 役 職

(1)副組長 組毎に 1名

(2)班 長 班毎に 1名

(役員などの選任)

第10条 区長、副区長、会計長及び監事は、会員の中から役員会において推薦し、総会の承認を得なければならない。

2 広報委員長、公民館主事は役員会で推薦し区長が委嘱する。

3 組長は、それぞれの班長会において推薦し、区長が委嘱する。

4 監事は、役員(第9条2項)を兼務することはできない。また、総会承認役員(本条1項)は第9条2項に定める役員を兼務することはできない。

5 副組長は、班長会の互選により選出し、区長が委嘱する

6 班長は、班毎に選出する。

(役員 の 職務)

第11条 区長は、本会を代表し会務を統括する。

2 三副区長は、区長を補佐し、各担当業務を総括し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計長は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

5 広報委員長は、広報委員会を総括する。

6 公民館主事は、規則に定める公民館長と連帯して公民館の管理運営を総括する。

- 7 組長は、組を代表し組業務を行う。
- 8 副組長は、組長を補佐し、組長に事故があるとき、又は組長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 9 班長は、班を代表し班の運営に当る。
- 10 役員は、連帯して業務遂行の責を負う。

(役員任期)

第12条 本会の監事を除く役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期はいずれも1年とする。

2 監事の任期は、1年とする。

3 役員に欠員が生じたときは、規約第10条により補充することができる。

この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任あるいは任期終了後においても、後任者が就任するまではその職務を代行しなければならない。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、総会、役員会、班長会及び班内会議とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。ただし表決権については本規約第6条第2項を適用する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、緊急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、区長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(通常総会)

第16条 通常総会は、原則として毎年度4月に開催する。

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は表決者の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第18条 役員会は、原則として毎月1回程度定例的に開催する。また、区長が必要と認めたときも開催する。

(招集)

第19条 総会及び役員会は、区長が招集する。

2 区長は、規約第17条による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 区長は、総会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容、日時、場所を示して、少なくとも開催日の5日前までに会員に通知しなければならない。

4 区長は、役員会を招集する場合は審議事項、日時、場所を示した書面をもって開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

5 班長会議は、区長又は組長が招集し、班内会議は班長が召集する。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は区長が、会議の進行は副区長がこれにあたる。

(定足数)

第21条 会議は、総会においては表決者、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席表決者の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない表決者及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面で、又は他の表決者を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数及び出席数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会費
- (3) その他の収入
- (4) 別に定める資産

(資産の管理)

第26条 資産は、区長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において3分の2以上の同意を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、別に定める資産をもって支弁する。

2 会員には、別に定める慶弔金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第29条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において表決者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

2 この規約を変更した場合は、合志市長に届出なければならない。

(解散及び残余財産処分)

第32条 本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、表決者の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第33条 本会は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類 (役員名簿)
- (4) 会員に関する書類 (会員名簿)
- (5) 会議議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第34条 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月14日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 平成29年4月23日改正の旧規約は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の適用に伴う経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。